

年金積立金運用の改革案（厚生労働省案）

専門性の徹底

新法人の長に、資金運用に関する専門家を置く。

金融・経済の専門家等で構成する投資委員会（仮称）を設置。
（運用方針等を審議するとともに、運用状況等を監視する。）

施設（グリーンピア）業務・融資業務を廃止し、運用業務に特化。

責任の明確化

債券や株式への投資割合は、専門家集団である新法人が決定。
（投資委員会の議を経て、大臣が認可する。）

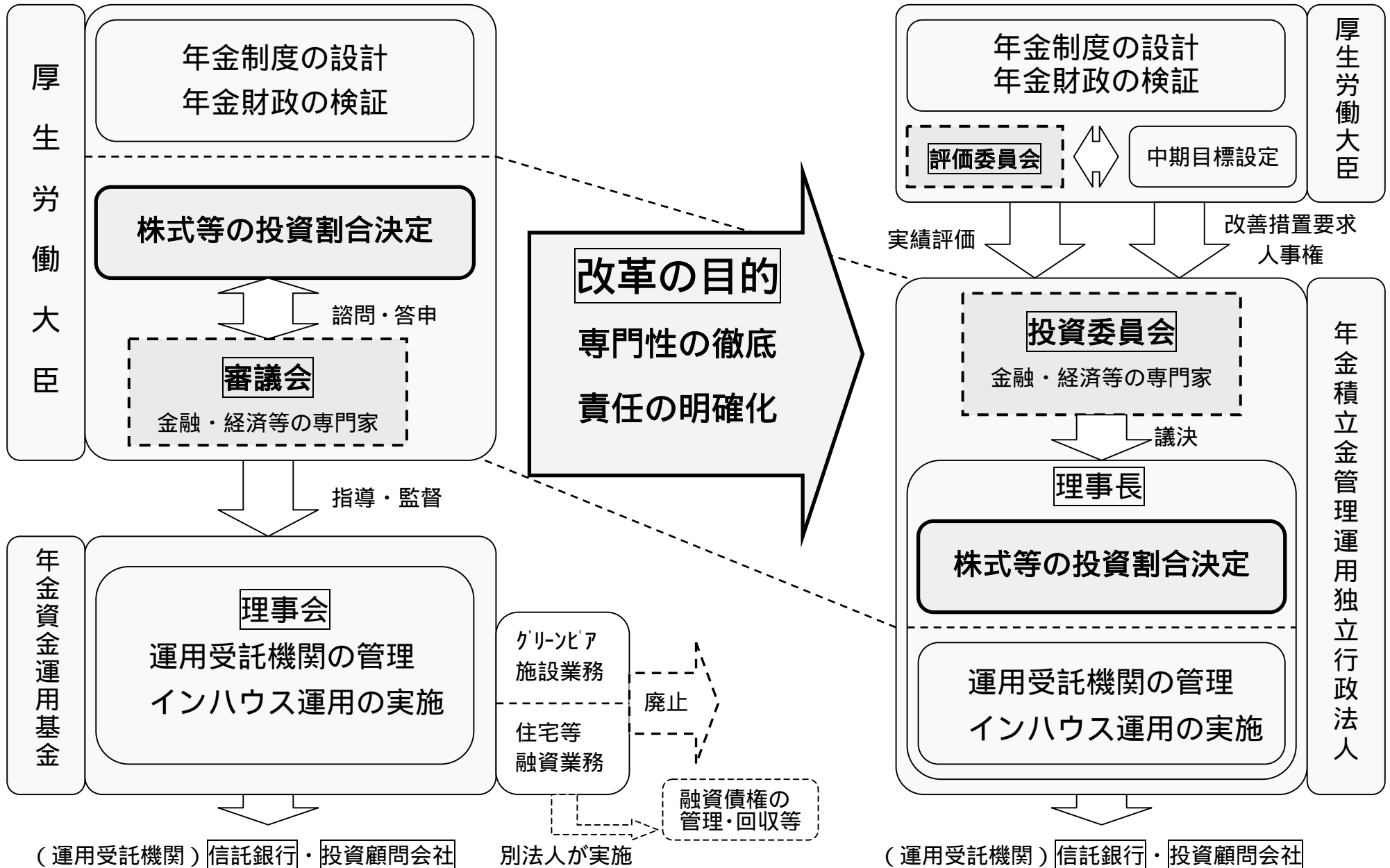
大臣が財政状況を検証し、必要に応じ、投資割合の見直しを勧告。

明確な運用目標を設定し、運用実績を評価。人事・報酬等に反映。

年金積立金運用の改革案

(現 行)

(改革案)



特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）抜粋

各特殊法人等の事業及び組織形態について講ずべき措置

法人名	事業及び組織形態について講ずべき措置
年金資金運用基金	<p>事業について講ずべき措置</p> <p>【年金資金管理運用業務】 次期財政再計算時（平成16年まで）に、年金資金運用の在り方について、安全かつ効率的な運用を行うため、リスク運用の位置付けを含め検討し、決定する。その際、明確な運用目標を設定し、適切に事後評価を行うとともに、運用管理・チェック体制の充実強化を図る。また、運用の内容や結果について、適切に情報を公開し、加入者の理解を得るよう努める。</p> <p>【大規模年金保養基地（グリーンピア）】 平成17年度までに廃止し、特に自己収入で運営費さえも賄えない施設については、できるだけ早期に廃止する。</p> <p>【年金加入者住宅等融資業務】 住宅融資を民間に委ねる等の観点から、平成17年度までに廃止する。年金政策上の被保険者還元融資の在り方については、次期財政再計算時（平成16年まで）に検討し、決定する。</p> <hr/> <p>組織形態について講ずべき措置 次期財政再計算時（平成16年まで）に、年金資金運用方針に則して、廃止を含め組織の在り方を検討し、決定する。</p>

社会保障審議会年金資金運用分科会で、平成14年10月より株式投資の是非について議論を行い、昨年3月に意見書を取りまとめた。

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003（抜粋）

（平成15年6月27日閣議決定）

構造改革への具体的な取組

5．社会保障制度改革

（2）年金制度の改革

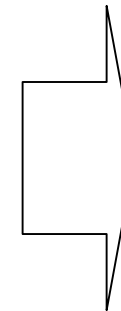
平成16年に予定される次期年金制度改革においては、次の～の基本的方針に沿った改革を行う。

積立金については、その水準は将来に向けて、年金の支払に支障のない程度まで抑制する。積立金の運用は、独立した第三者機関で効率的に行い、受託者責任を厳正に適用する

独立行政法人制度について

独立行政法人制度は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的とした法人として創設されるものである。

	特殊法人	独立行政法人
設立根拠	個別根拠法のみ	独立行政法人通則法 + 個別根拠法 共通ルールに従って設立・運営
運営	年度ごとの予算・事業計画に基づき、国の一般的監督を受けつつ業務を運営	国の中期目標に対応し、法人が中期計画を作成し、自己の裁量で業務を運営 中期目標・中期計画を公表することで 国・法人の各々の責任を明確化
評価責任	特に制度化されていない	独立行政法人評価委員会の評価を受け、 業績如何によっては法人の長を解任 外部の目による評価を実施 運営責任が厳しく問われる
財務	独自の会計原則 外部監査の実施は少数	企業会計原則 一定規模(原則資本金100億円)以上の法人に外部監査を義務付け
	年金資金運用基金は外部監査を実施済。 新法人は規模要件にかかわらず外部監査を義務付け。	
給与	国家公務員準拠の例が多数	業績や勤務成績を反映



特殊法人制度における 以下の問題点をクリア
経営責任の不明確化
事業運営の非効率性
組織・業務の自己増殖
経営の自律性の欠如

現行の「運用の基本方針」との関係

現行の「運用の基本方針」に定められている事項

改革後

積立金運用の基本的な方向

- ・資産、負債の総合的管理（ALM）
- ・分散投資によるリスク管理
- ・基本ポートフォリオによる運用
- ・実質的な運用収入の確保
- ・年金給付に必要な現金収入の確保

積立金運用の評価

- ・実質的な運用利回りとの比較
- ・ベンチマーク収益率との比較

基本ポートフォリオ

- ・目標収益率、標準偏差
- ・資産構成割合、乖離許容幅
- ・移行ポートフォリオ

リスク管理

- ・ポートフォリオ管理の適切な実施
- ・運用受託機関ごとのリスク負担の把握
- ・市場リスク、流動性リスク、信用リスク等の管理

運用手法と運用機関の選定・評価

- ・パッシブ運用を中心とするとともに、パッシブ・アクティブ比率を定めること
- ・運用機関の選定・評価に関するルールの整備

遵守事項

- ・市場への資金の投入・回収の分散化
- ・株主議決権行使の制限
- ・株式での個別銘柄選択の制限
- ・同一企業発行銘柄への投資の制限
- ・デリバティブ運用の制限

厚生労働大臣が、評価委員会の意見を聴いて定める（中期目標）

新法人が、投資委員会の議決を経て定める

（厚生労働大臣が、評価委員会の意見を聴いて認可）